

～おらほの納税教室～

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収

上記の保険料（税）の納付方法には、納付書または口座振替により納付する「普通徴収」と、年金からの天引きにより納付する「特別徴収」とがあります。

◇特別徴収の手続きは？

特別徴収の対象となる方については、普通徴収から特別徴収への切替えが自動的に行われますので、ご本人が切替えのための手続きをする必要はありません。

なお、ご本人の年金受給額の減額等、特別徴収が行えない事情が生じた場合には、納付方法が特別徴収から普通徴収に切り替わることがあります。

○特別徴収の対象となる方に保険料（税）額の変更があったときは…

- ・保険料（税）額が増額となった場合は、その差額分は特別徴収することができませんので、町から送付される差額分の納付書により納付いただくことになります。
- ・保険料（税）額が減額となった場合は、その翌月又は翌々月までは引き続き減額前の金額により特別徴収されます。この場合、「納め過ぎ」となる保険料（税）は後日還付されますが、還付の決定まで期間を要しますので、還付通知書が届くまでお待ちください。

◇特別徴収の対象となる方

特別徴収の対象となる年金（年額18万以上）を受給していて次の要件に当てはまる方は、保険料（税）がそれぞれ年金から特別徴収されます。

・介護保険料

年金の受給額が年額18万円以上の方

・国民健康保険税

世帯内の国民健康保険加入者全員（世帯主を含む。）が65歳以上75歳未満の世帯に属し、本人の年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料額（年額）と国民健康保険税額（年額）の合計額が受給年金の年額の2分の1を超えない方（世帯主に限ります。）

・後期高齢者医療保険料

年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料の年額と後期高齢者医療保険料の年額の合計額が受給年金の年額の2分の1を超えない方



日本年金機構や国民健康保険連合会と連携して業務を行っているため、資格の異動が生じてから特別徴収が開始されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◇特別徴収が実施される月（○の付いている月が特別徴収月です。）

	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
介護	○		○		○		○		○		○	
国保	○		○		○		○		○		○	
後期	○		○		○		○		○		○	

◇特別徴収の「仮徴収」と「本徴収」

例年、保険料（税）の年額の正しい算定が7月以降でないで行えないため、年額を確定するまでの間は、前年度の保険料（税）額により仮算定した保険料（税）額を、特別徴収対象者の4月・6月・8月分の年金から特別徴収の方法により徴収します。これを「仮徴収」といいます。

- ・前年度の納付方法が特別徴収の方…前年度2月の保険料（税）額と同額
- ・前年度の納付方法が普通徴収の方…前年度保険料（税）の年額の6分の1の額

なお、確定した保険料（税）の年額と仮徴収額との差額は、「本徴収」（10月・12月・2月の年金からの特別徴収）により徴収します。

各保険料（税）の仮徴収額は4月に、年額及び本徴収額は7月にそれぞれ通知されますので、通知が届きましたら内容をご確認ください。

☆仮徴収・本徴収の期間については下記のとおりです☆

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

問い合わせ

介護保険料・国民健康保険税に関して…町民税務課税務係 ☎46-1372

後期高齢者医療保険料に関して…町民税務課医療給付係 ☎46-1373

今月の税

介護保険料……………仮徴収（特別徴収）

後期高齢者医療保険料……………仮徴収（特別徴収）

国民健康保険税……………第1期

軽自動車税……………全期

納め忘れのないよう、
早めに準備しましょう！

納付期限
5月1日(月)

口座振替日
4月25日(火)